

- 京都府議会 2008年2月定例会での日本共産党のかみね史朗議員、新井進議員、松尾孝議員の一般質問と答弁の概要をご紹介します。

かみね史朗議員一般質問・・・1

新井 進 議員一般質問・・・6

松尾 孝 議員一般質問・・・11

## 2月定例会一般質問

### かみね史朗（日本共産党、京都市右京区） 2008年2月21日

#### 府が補助金を出している誘致企業の雇用実態を調査し、 不安定雇用の是正・正規雇用拡大計画の義務付けを

【かみね】日本共産党のかみね史朗です。通告している諸点について知事並びに関係理事者に質問いたします。まず雇用問題です。本府は、京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例にもとづき雇用に対して補助をおこない、2007年度から正規雇用に対する補助制度を創設しました。これは、正規雇用を奨励・拡大する上で意義のあることであります。

そこで雇用の補助金を受けた企業の雇用実態がどうなっているのか、私は地元にあります島津製作所の例を調べてみました。島津製作所は、新たな事業所建設で7500万円の補助を受けました。京都市も同等の補助金を出しています。雇用への補助金は、2007年度、新規の地元雇用者として非正規の雇用100人に対して1人15万円、合計1500万円支出する予定であると聞いています。この補助金は、今後毎年新規に増える非正規雇用者に対して5年間出されるということでもあります。問題は、その非正規で雇用されている労働者の実態がどうかということです。

補助を受けた新規事業所ではいくつかの子会社が運営していますが、3年あまり勤めた30歳の青年は、時給920円、残業がないときの月の手取りは12万円しかないそうです。月に30時間残業しても手取り15万8000円。一時金は、一回わずか0.8ヶ月です。同じ仕事をしている島津の正社員と比べて給与は半分以下、一時金は6分の1です。しかも契約更新は6ヶ月。別の子会社では、契約更新は3ヶ月です。いつ解雇されるかも分からず非常に不安定です。正社員と比べあまりに労働条件が違います。府が補助した100人がこういう労働条件に置かれていると聞きます。

こんな声が出ています。「人生お先真っ暗です。結婚なんてできません。ましてや子どもなんて全然考えられません。とにかく賃金が安すぎます。契約が短く、すごく不安です。正社員と同じ仕事をしているのに、格差がひどすぎます。一番の願いは、正社員にしてほしいということです。そうでなければ希望がありません」。

このような労働が人間らしいといえるのでしょうか。将来のある生身の人間を機械のようにみなして使い捨てにするようなやり方ではないでしょうか。

知事は、予算説明で、雇用の格差など社会的問題に取り組むと述べましたが、こうした島津製作所にみられる雇用の格差と非正規労働者の実態をどのように考えられますか。まずお答えください。

本府は、非正規であっても社会保険に加入し、1年以上の雇用継続の実態のある雇用について補助金をだ

すとしていますが、島津の子会社の場合は3ヶ月、6ヶ月の契約を繰り返し、結果として1年以上の雇用の実態があるというものであり、いつやめさせられるかわからない不安定な雇用実態にあることに変わりはありません。こういうきわめて不安定な雇用にも助成することは好ましいとはいえません。知事はどのように考えられますか、お答えください。私は、3ヶ月、6ヶ月の不安定な雇用契約については改善を求めるべきであると思いますが、いかがですか。

また、年収200万円以下のワーキングプアとなるような低賃金についても改善を求めるとともに、正規雇用への切り替えを促進するよう強く働きかけるべきであると思いますが、いかがですか。お答えください。

今や大手の企業の中では正規雇用でなく、非正規の不安定雇用に置き換える方式が一般的になっています。島津製作所も同様です。2年前の週刊東洋経済誌に服部社長のインタビュー記事が掲載されていました。その中でこう発言されています。

「中国に安い労働力がありますが、やはり日本の工場で生産をして、手元に技術を置きたい。ただし、我々のような歴史の古い会社では、50歳くらいの機械を組み立てる人の年収は1000万円近くになります。これからは、(賃金体系の違う)子会社を作ることで安い労働力を会社の中に持ってくるようにしたい。」

しかし、常用労働を不安定雇用で置き換えるやり方は、国会で問題になりました。去る2月8日の衆議院予算委員会でわが党の志位和夫委員長は、政府がこれまでの国会答弁で、『派遣労働は、一時的・臨時的な場合に限定し、常用労働を代替する、リストラの手段として使われることが絶対にあってはならない』、『企業のリストラにこたえて不安定な低賃金労働力がこれによって拡大するようなことはないようにしなければならない』と繰り返し言明してきたことをあげて、総理に確認を求めました。福田首相は、「現在でも、この労働者派遣制度を臨時的・一時的な労働力の需給調整制度として位置づけていることに変わりはありません」と認めたのであります。

企業は、こうした法律の趣旨を守る社会的責任があります。島津製作所の社長の話と実際にすすめられている雇用の実態というのは、常用雇用を、派遣労働や不安定な低賃金の労働力で置き換えるものであり、それは法律の趣旨に反し、企業の社会的責任に背くものといわざるをえません。

本府が企業の雇用に対して補助金を出す以上、不安定な雇用を常用雇用の代替にするような実態については、是正を求めるべきであります。いかがですか。

同時に、正規雇用が増えるようにどう実効性を確保するのが問われます。私は、補助を受ける企業に対しては、派遣や請負、契約社員など不安定雇用の労働者、正規雇用労働者の実態を全体として明らかにし、正規雇用を拡大する計画を定めることを義務付けてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

また、不安定な雇用が急増し、劣悪な労働条件がひろがっているだけに、本府として労働者から苦情や要望を受け付ける相談窓口をつくり、必要な場合、労働局と協力して調査し、是正の指導が出来るような制度を確立すべきだと思いますが、いかがですか。

以上について、まずお答えください。

**【知事】** いわゆるワーキングプアを生む所得格差の解消をはじめとする雇用問題について、非正規雇用の拡大、特にこれから仕事のキャリアを積まなければならない若年層における正規雇用の拡大や、正規、非正規間の賃金格差等の課題が生じており、社会全体で取り組む必要があると考える。京都府においては、京都労働局と連携しながら、中小企業労働相談所においてきめ細かく相談に応じるとともに、労働法制の周知啓発に努め更なる労働環境の改善や指導監督の一層の強化を引き続き積極的に国に働きかけていく。

企業誘致による雇用の促進については、バブル崩壊後の極めて厳しい雇用情勢、特に失業率が極めて高かった状況を受け、平成13年度に企業誘致による雇用の拡大の場を目指して条例を制定し、積極的な誘致活動を行ない、その結果、約2500名の常用雇用者の働く場を確保した。下請けの経済波及効果を含めると約18000名程度の数になる大きな成果をあげてきた。平成2007年度からは景況の改善や誘致活動の結果、雇用情勢も一定改善したことから、雇用内容に重点をおき、より安定した雇用を促進するため、障害者雇用や正規雇用に重点をおいた助成制度に改正をおこなった。まずこの制度の活用を積極的にすすめていきたい。今後とも京都労働局とも連携しながら、雇用の実態把握に努めるとともに、適切な法令関係の助言など雇用の安定化に積極的に取り組んでいく。

**【商工部長】** 地元雇用促進補助金について、京都府内に住所を有する者で、一年以上引き続き雇用されることが見込まれ、雇用保険の適用を受けておられる方が補助金の対象となっている。本年度からは、障害者雇用や、いわゆる正規雇用を一層促進するため、条例と保障制度を改正したところであり、引き続き制度の適切な運用に努める。

**【かみね】** 答弁があったが、不安定雇用を改善する必要性は知事も認めておられるようで、国に働きかけるという事だが、現実には起きている姿は常用雇用を不安定雇用置き換えるというのが、どんどん京都府内でも進んでおり、京都府が補助をする企業でそういう事態が起きている。これを見逃していいのかという問題提起を具体的にさせて頂いた。

私は具体的な例をあげた。島津製作所の子会社で働く非正規の青年労働者の実態、これは好ましいとお考えではないと思いますが念のために知事の認識を伺いたい。

本当に不安定雇用を改善しようとされるなら、やはり補助金を出している企業から改善を具体的に求めていくことが必要だと思うが、その際に、補助金を出している企業の中でどういう雇用の実態があるのかを具体的に確かむ必要があるのではないかと。その労働者の方々の生の声がどうなのか、どんな要望や意見をお持ちなのか、それをしっかり把握した上で、それをもとに改善を企業に求める。あるいは補助金制度のあり方も改善を検討するということが必要ではないかと。実態把握は必要ではないかと。再答弁を求めます。

もう一点具体的に、一年の雇用計画がある人については補助すると言うが、実際には3ヶ月、6ヶ月というのが実態なんです。これは何時やめさせられるかわからないという不安な思いでいるわけです。これをそのままにしておくわけにはいかない。この改善は直ちに行なうべきだと思うがいかがですか。

**【知事】** 個別企業の実態について、私はこの場で好ましいとか好ましくないとか言う立場ではないと思います。調査については、昨日もお答えしたとおり、私どもとしては労働局とも十分連携して更に中小企業労働相談所においてもきめ細かく相談に応じる中でしっかりと状況をつかみながら対応していきたいと考えている。

**【かみね】** 補助金を出し税金を使っている以上、そこから安定雇用の拡大へつながるように具体的改善を求めていく必要があります。そのために補助金の制度についてもあり方をぜひ見直して頂くこと、実態把握をして頂くことが必要です。そのことを強く求めておきます。

## 多様な生徒のニーズに応えている定時制・通信制高校の充実発展を

**【かみね】** 次に、定時制・通信制の高校について質問します。平成2007年度の学校基本調査によると、定時制は、分校を含め公立8校、私立2校、生徒数は2429人、通信制は公立2校、私立3校、生徒数は1417人となっています。全日制を含めたすべての高校生の中で、定時制の高校生は3%、通信制は2%の割合です。

今、定時制・通信制には様々な事情のある生徒が通学しています。小中学校時に不登校であったり、勉学から逃避して十分学力がついていない生徒、他の高校を中退してもう一度やり直したいという生徒、病気や障害を持った生徒、経済的な理由で働かなければならない生徒。こうした生徒に教育の機会を保障する学校が定時制・通信制の高校であります。

私は、この定時制・通信制の高校の役割が今日ますます重要になってきていると考えています。95年4月に「京都の定時制・通信制教育を考えるみんなの会」が発足し、保護者や卒業生、地域の人々、教職員が協力して運動を続けておられます。この会で語られた卒業生の声を聞きますと、そのことを実感いたします。

洛北高校定時制の卒業生Mさんは、「定時制の存在は大きかった。中学では教師も友だちも嫌いでほとんど行ってない。人数の少ない定時制は気楽に行ける学校で、人付き合い、会話が出来るようになった。それがよかった」。同じく洛北高校定時制卒業のKさんは、「中学はほとんど学校に行っていなかったのに、定時制では4年間通えるかなあと思っていたが、友だちが出来たし、先生もガチガチしたところがなかった。友だちに漢字の読み方なども教えてもらい、単位も何とか取れた」。この話を伺って、定時制・通信制高校が、さまざまな困難を抱えた子どもたちの生きる意欲や力を培い、人間として成長していくオアシスのような存在になっていると非常に感銘を受け、大変嬉しく思いました。

定時制・通信制教育を考えるみんなの会が、これまで100人を超える生徒や卒業生、保護者から話をきいて、3つの角度から定時制・通信制のよさがあると強調されています。一つは、生徒の多様性が認められる学校であるということです。二つには、家庭的な雰囲気の中で生徒の気持ちを受け止めてもらえる学校であるということです。三つには、やり直しの出来る学校であるということです。基礎からの学習、それを可能にする少人数による授業があります。

そこで伺いますが、こうした定時制・通信制教育の意義と役割について、府教育委員会は、どのように認識しておられるのか、お答えください。

## 定時制高校の募集定員を拡充せよ

【かみね】次に、定時制高校の募集定員についてです。公立高校定時制の募集定員は、2000年までは志願者に対して余裕を持って設定されてきました。ところが、2001年から募集定員は年々大幅に削減され、毎年志願者が定員を大きく上回る事態となっています。そうしたなか、定時制関係者や府民の批判があったにもかかわらず2007年度にさらに募集定員の130人削減が強行され、京都市内では2000年に1000人あった定員は450人まで減らされました。その結果、志願者604人に対応できず、二次募集をおこなっても、49人も不合格者を出す事態となりました。関係者の不安が的中する結果となったのであります。

12月議会の文教委員会でこの問題を取り上げて質問しましたら、府教育委員会は「全日制の収容率をあげたので定時制の定員をへらした」という趣旨の答弁をされました。しかし、京都市内の定時制の志願者は2006年605人、2007年604人とほとんど減りませんでした。つまり定時制高校への希望は根強くあるということです。例えば、中学校での不登校の生徒が2006年に公立だけで1908人もおられます。こうした子どもたちの教育を受ける機会として定時制が期待されているのではないのでしょうか。私は、こうした事実をしっかりと踏まえ、定時制高校の重要な役割を堅持し、充実発展させることこそ求められていると考えるのであります。

ところが、府教育委員会は、2008年度に西京高校定時制でさらに10人定員を削減することを認めました。このままだとこの3月にはさらに不合格者が出る恐れがあります。京都市立高校の定時制定員の許可権は府教育委員会が持っており、府教育委員会の責任はきわめて大きいものがあります。

私は、二次募集で最大限、定時制教育を受ける機会を保障するとともに、今後の定時制の募集定員については、その役割の重要性を認識し、拡充するよう強く求めるものであります。いかがですか、お答えください。

【教育長】高等学校の定時制・通信制教育について、定時制・通信制は従来の勤労青年のための働きながら学ぶ場としての機能から、多様な入学動機や学習歴をもつ生徒の学習の場へと姿を変えつつあります。このような中で、各学校においてはきめ細かな指導を行ない、例えば全国定時制・通信制高校野球大会において朱雀高校軟式野球部が第3位になる等、あるいは網野高校間人分校の生徒が生活発表大会で優秀な成績を修めるなど、生徒一人ひとりの力が発揮できるよう学校をあげて取り組んでいるところです。しかしながら、中学生の希望状況をみると多くの生徒が全日制を希望しており、毎年9月時点においては市内定時制を希望する生徒は募集定員の4分の1にも満たない状況です。府教育委員会としてはこのような状況をふまえ、今年度の定員については全日制を増やし定時制を減らしたところですが、なお定時制の志願者数は定員を下回る傾向にあり、定員に満たない学校については第二次募集も実施し、また、来年度については生徒数や志望状況、京都市立高校の動向等を勘案し、府立高校においては、前年度の募集定員を維持したとことです。なお、京都市立高校の募集定員については、設置者である京都市教育委員会がその権限と責任において定めている。今後とも府教育委員会としては定時制・通信制教育の役割を十分認識したうえで、生徒や保護者のニーズに応じた教育内容の充実にもむけて取り組んでいきます。

### 本校が他府県にある府内の私学通信制高校

## 実態把握、保護者等の相談に応じる相談窓口の設置、所管の都道府県と連携し対応できる体制と仕組みをつくれ

【かみね】最後に、私学の通信制高校についてです。府教育委員会の学校基本調査で私学の通信制高校は3校となっていますが、関係者の調査によりますと、他府県に本校があつて京都府内に分校がある各種の通信制高校をあわせると13校ほどあり、そこに在籍する生徒数は2195人にのぼるとのことです。今、この私学の通信制高校が、公立の定時制・通信制高校が大幅に縮小されたなかで、公立に入れなかった子どもたちの受け皿になっている現状があります。

通信制高校は、学校教育法にもとづいており、3年以上在籍し、教科・科目を74単位以上修得し、特別活動に30時間参加すれば高校の卒業資格をとることができます。通信制高校には、4つのタイプがありま

す。ひとつは、狭い区域という意味の狭域通信制高校。2つ以内の都道府県が生徒の募集範囲である通信制高校です。知事が所管しているのがこの通信制高校で、府内に3つあります。二つには、広域通信制高校。3つ以上の都道府県から生徒を募集できる通信制高校。三つには、技能連携校。専修学校の高等課程であり、入学と同時に通信制高校へも在籍し、高校の資格は連携先の通信制高校から出されます。四つには、サポート校。連携している通信制高校で高卒資格をとることをサポートする学校です。これらの学校に在籍する子どもたちは、引きこもりや中学時代に不登校の子どもたちをはじめ、成績で全日制への進学が難しい子ども、全日制の高校で中途退学をした子どもたちなどで占められていると聞きます。

こうした子どもたちの教育の機会を保障するうえで、私学の通信制高校の果たしている役割は非常に重要であると考えます。そこで、本校が他府県にある私学の通信制高校について、本府文教課に問い合わせをしましたが、他府県の所管で助成をうけ指導監督をうけているため、本府として把握していないとのことでした。しかし、昨年、府内にある通信制高校の中で、生徒が学ぶ校舎が学校関係者によって一方的に売却され、教育の機会が奪われる事態が発生しました。急遽結成された保護者会と教職員組合の皆さんは、原状回復を求め、本校が所在する大阪府に何度も足を運び、行政の指導監督を求め、なんとか教育の機会を確保することができました。しかし本府としては、有効な手立てをうつことが出来ませんでした。

そこで伺いますが、府内にあるすべての通信制高校については、どの学校に何人の子どもが、どのような勉学条件で学んでいるのか、実態を本府としてしっかり把握するとともに、子どもたちの教育の機会を保障するために、保護者や関係者のさまざまな問い合わせや相談などに応じる窓口を設け、文部科学省と相談し、所管の都道府県とも連携しながら対応できるような体制と仕組みをつくる必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

## 府の学費直接助成の対象に加え支援を

【かみね】また、広域、技能連携、サポート校の多くが、初年度の学費が65万円を越え、90万円以上の学費のところは4校、最高は100万円と高額であります。こうした通信制高校に通学する子どもたちの教育の機会を保障するためには、学費の負担を軽減することが必要であります。他府県から授業料の直接助成を受けていない生徒については、本府の学費直接助成の対象に加え、支援してはどうかと考えますが、いかがですか。

## 他府県の私学に通学する高校生への授業料直接助成

### 打ち切りを撤回せよ

【かみね】私学助成に関わって、来年度の本府予算案で、他府県の私学に通学する高校生の授業料直接助成・新入生550人分を打ち切るようにしようとしています。他府県であっても私学で学ぼうとする子どもたちの熱意や努力に冷水を浴びせるものであり、教育の機会を奪うことにもなりかねないものであります。この方針は撤回すべきであります。知事の答弁を求めます。

【総務部長】私学の通信制高等学校について、府県域を超えてスクーリングなどの教育施設、いわゆる分校等をもつ場合、学校教育法第4条に基づき設置を認可した府県がこのような分校等についても指導権限を有することになっています。従って、京都府が他府県認可の通信制高等学校の府内分校等に通う保護者や生徒から相談を受けた場合は、内容を十分お聞きし、アドバイスをしながら認可した指導権限をもつ府県と連絡調整をはかり、具体的な指導については当該府県にお願いをする等、適切に対応してきたところであり、今後ともそうしていきます。

また、府内に在住する通信制高等学校の生徒に対しては、全国的に高い水準にある高校生等修学支援事業や高等学校奨学金制度により支援をしています。なお、通信制高等学校の学費軽減補助については今後とも府が認可し指導権限を有する学校を対象に支援していきたいと考えています。

次に、他府県の私学に通学する高校生の学費軽減補助について、府外に通学する高校生の三分の二を占める大阪府と滋賀県がすでに制度を廃止しており、相互に支援するという基本が崩れていることや、府民サービス等改革検討委員会の意見もふまえ、限られた財源を府内私学に重点化するため関係団体等の理解を求め20年度の新入生から段階的に廃止することとしています。併せて提案しています新年度予算案において、喫緊の課題である私学の経営基盤の強化や教育指導力の向上にむけた取組みへの支援等の特色教育推進補助の充実を図るとともに、学校施設の耐震診断調査補助創設など、今後とも時代のニーズにあった私学支援を

効果的に行なっていきます。

【かみね】定時制・通信制の役割と重要な意義を述べられましたが、実際、２００６年、２００７年と志望者数は定員を大きく上回る状況でした。そういう事実をふまえてしっかり定時制の重要な意義についておっしゃるのであれば、募集定員については再度見直しをするように強く求めておきたい。

私学の通信制高校については、非常に入学者が多くなっております。京都府としてしっかり実状を把握をされて、相談や問い合わせにもしっかり対応できる仕組みをぜひ作って頂きたい。

最後に、私学助成の削減というのは府民と教育に冷たい知事の姿勢を如実に現したものだと思えます。撤回するよう改めて求めまして私の質問を終わります。

## **新井 進**（日本共産党、京都市北区） ２００８年２月２１日

**学研都市開発は、他の自治体で破産した三セクのやり方と全く同じ。**

**総面積も含め抜本的に見直せ。けいはんなの再建は、法にもとづき、**

**国にも応分の負担を求め、新たな府民負担を招かないよう臨むべき。**

【新井】日本共産党の新井進です。先に通告しています数点について、知事ならびに関係理事者に質問します。

まず学研都市開発についてです。

学研都市開発は、昨年末改定したアクションプラン「学研都市新時代プラン」でも、「一定の研究施設の立地や住宅建設が進んだ」としながらも、「おおむね出来上がっているクラスターでも未利用地の存在や住宅建設等が十分進んでいないクラスターや、都市再生機構による事業の中止決定などにより未着手のクラスターがある」とされているように、今日では事業の行き詰まりは明らかとなっています。

わが党議員団は、これまでから、過大な開発計画は見直すべきだ、これ以上の自然環境の破壊は中止すべきだと繰り返し求めてきましたがその指摘が適切であったことを示しています。

精華・西木津地区では、関西電力や大阪ガスが購入した土地が、いまだ未利用地となっており、いったん建設された住友金属の研究所や美術館も閉鎖したままです。現在開発中の木津・中央の学術研究施設用地については活用の見通しは立っていません。しかも、都市再生機構がすでに木津北・東の開発も中止を決めたとされています。そして機構は平成２５年以降の新規開発の着手は行わないと決定しているのです。

ところが、本府が昭和６３年、バブル期に作成した当初の建設計画は、１９５４ヘクタールの開発、計画人口１１万４千人となっており、本府のアクションプランも、地元関係市町の街づくり計画でも、これに基づいて、これからも進めるものとなっています。これはいったん立てた開発計画はそのゆきづまりが明らかになっても、事業は継続するというものです。この際、本府がたてた学研都市建設計画については抜本的に見直し、社会情勢の変化に即した計画へと変更すべきではありませんか。お答えください。

そして、この過大な開発計画をもとに、多くの学術・研究施設が進出することを前提として、これらの交流、共同研究を推進し支援する施設として「けいはんなプラザ」が建設され、その設置・運営主体として「株式会社けいはんな」が設立されました。京都府はこの会社に１５億円の出資を行い、副知事が取締役に入る。そして、ラボ棟の入居率引き上げのための支援として２０００年度から８年間で１０億円余を支援し、さらに１７年度からは「株式会社けいはんな」が事業主体となっている新産業創出交流センターに毎年２０００万円支出してきました。ところがこの「株式会社けいはんな」が昨年１１月には民事再生法の申請を行わざるをえないという事態になっているのです。

この「株式会社けいはんな」の財務状況をさかのぼって見たところ、「けいはんなプラザ」が完成し、事業を本格的に開始した平成５年時点で借入金１４５億円を抱えてスタートしました。

知事も一昨日の本会議答弁で「採算がとりにくい構造的課題を抱えている上、借入金に頼った運営になっている」といわれましたが、そもそもこの会社にこのような多額の借入金を返済できるような利益が上がる見通があったのか、そもそも全くなかったのではないかということです。

この会社が設立されて以後、昨年度までの１８年間で、営業収支だけでも黒字になったのは平成１３年度

と14年度だけです。経常収支で見れば、事業を本格的に開始した平成5年度からは、借入金の利払いも始まり、毎年2億円をこえる経常損失を出し続けています。ところが本府は99年2月議会でのわが党議員団の内山議員の質問に対し、当時の企画環境部長は「経常収支は平成7年度から黒字となっており、経営内容は年々改善されてきている」と答えているのです。まったく事実に反する答弁をしているのです。そして、本年2月の予算委員会での猿渡副知事の答弁は、もって回った言い回しをしています、「少しづつ借金は返していけるような事業体になってきている」と答えているのです。

先ほど紹介したような、財務状況にあって、どうして「経営内容は改善している」「少しづつ借金は返していける事業体になってきている」といえるのか、このような、実態を覆い隠すような議会への答弁は、他の自治体で破産した三セクのやり方とまったく同じではないかと思うのです。もともと採算が取れるようなものではなかったのではないですか。また、取締役が副知事が就任し、これまで本議会でこのような答弁を行ってきた本府の責任はどうか、お答えください。

次に、このような厳しい経営状況にありながら、その運営に問題はなかったのかということです。私は調べてみて驚きましたが、平成元年に設立された会社で役員をされた方が、退職され、役員退職金が払われているのですが、平成5年に退職された方、たった5年ですが、退職金は1492万9千円、6年にやめられた方が1157万8千円、7年にやめられた方が2人で2210万8千円です。会社は大赤字を出しているにもかかわらず、わずかの期間役員を務めたということで、普通のサラリーマンであれば20年、30年勤めなければもらえないような退職金を払っているのです。また、子会社、これはホテルですが、子会社への支援損、子会社株式評価損があわせて6億3千万円にもなっています。そのうえ、コンピューター解約損が約4億7千万円もあります。

知事は、莫大な赤字経営に陥りながら多額の役員退職金を支払うような経営のやり方、さらには素人目に見ても、あの場所で採算をとることはむずかしいと予想できるホテル経営にまで手を出す、こうしたやり方が適切だったと考えておられるのですか、見解をお聞かせください。

三点目は、再生計画についてです。今回改定されたアクションプランにも「建設促進法に基づく文化学術研究交流機構の維持を図るため、株式会社けいはんなの経営再建を支援する」と書かれていますが、どんな支援をするつもりなのか、お聞かせください。

12月議会で、「マスコミに再建素案なるものが出ているけれども、再建策はどうなるのか」とただしましたが、理事者は「まだ承知をしていない」としか答えませんでした。しかし、すでに一部マスコミでは「資本金の大幅減資」が言われています。そうなれば府民の財産である出資金15億円は消えてしまうことになります。そのうえ、不採算部門である住友ホールなど一部施設を京都府に無償譲渡し、運営は「けいはんな」がするともいわれています。これによって維持補修費等は京都府の負担となるのではないかと危惧されます。ラボ棟なども府に譲渡し固定資産税の負担をなくそうということのようですが、地元の精華町に大きな影響を与えるものです。

この問題の解決に当たっては、これまでの負担のうえに、さらに何の見通しもないまま、新たな府民負担をもたらすような解決策をとるべきではないと思います。

もともと「株式会社けいはんな」は、国家的プロジェクトを推進するためのものとして学研都市建設促進法にさだめられた会社であり、基本指針は国が定めているものです。そして、法律第8条では学研都市建設について「国は必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない」と定めているのですから、この再建のための資金確保についても、本来は国が負担すべきです。国に対し応分の負担をするよう求めるべきではありませんか。いかがですか。

また、この会社の最大の債権者は銀行ですが、銀行は、すでに大きな赤字をかかえるこの会社から、35億円を超える利払いを受けているのです。大幅な債権の圧縮で、経営再建に協力を求めるべきです。いかがですか。

この問題の解決に当たって、知事としてあらたな府民負担を招くようなことはしないとの決意で臨むべきです。以上について、まずお答えください。

**【知事】** 関西文化学術都市の建設に関する計画については、関西文化学術研究都市建設促進法にもとづき、国が学研都市全体としての目標等を定める関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針にしたがい、昭和63年に各クラスターの基本的な計画として策定した。以降、都市整備の進捗や施設の整備に伴い、平成4年および平成18年に各クラスターの土地利用計画等について、その時点の状況をふまえ、必要な見直しを実施してきた。今後とも、各クラスターにおける土地利用の具体化や都市建設の進捗状況に応じ、地元市町と関係者

の意見を伺いながら、国の基本方針の見直しの要請も含め、建設計画の必要な見直しを行っていききたい。

株式会社けいはんなの再建については、現在支援に乗り出している関西経済界とともに国の関係機関や政府系金融機関をはじめとする金融機関など、関係者と再建のための仕組みづくりに懸命にとりくんでいるところである。学研都市がわが国経済の活性化に寄与し、その未来を切り開いていくためには、株式会社けいはんなが産学公連携による新京都の新産業の創出や地元の地域文化活動の展開など、引き続き、学研都市における重要な役割を果たしていくことが必要である。府としても、府議会とも十分協議をしながら、地元市町をはじめ、関係府県や経済界等、関係者とともに株式会社けいはんなの再生について考えていくとともに、とくに府としては、府民のためにも公共的機能をどういう形で維持していくのが一番適当かという観点から、全力をあげてとりくんでいきたい。

**【企画環境部長】**株式会社けいはんなの経営状況については、研究開発拠点となるラボ棟の賃貸しや地域文化活動の拠点となるホールの運営など、公共公益性の高い事業を担うものであるが、バブル経済の崩壊にともなうオフィス事業の低迷など、当初の予想を上回る不況が長期化する中で、厳しい経営を強いられてきたものである。この間、株式会社けいはんなでは、経営改善をはかるため、役員の退職金を平成9年度以降は、非支給とするなど、人件費の見直しをはじめ、大型コンピューターのパソコンへの切り替えによる事務事業の効率化やリース料の軽減をはかるほか、国際的な学術文化研究の交流施設として運営してきたホテルなどの経営支援や子会社の合理化をはかる等、経営の効率化を進めてきた。このような中で、関係金融機関に借入金の償還期限を延長していただく等の協力をえながら、平成7年度からキャッシュフローベースで黒字を維持してきたが、将来的に設備投資に要した多額の債務を償還する目途が容易に立たない中で、抜本的な経営再建を行い、株式会社けいはんなの有する公共的機能を維持するため、今回の民事再生手続きの申し立てに至ったものと理解している。

府としては、株式会社けいはんなが、引き続き公共的機能を維持し、学研都市における重要な役割を果たしていけるよう、関係機関とともに支援することが、今後最も重要であると考えており、再生計画案が策定される中で、株式会社けいはんなの再生に努力していききたい。

**【新井】**再質問させていただきます。建設計画について見直しするということを言明されましたが、この中身について、総開発面積についての見直しがされるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。とりわけ、学術研究施設用地というのは、最初に整備された精華西木津でも用地がまだ残っています。その上、木津南が62ヘクタール開発されて、今、売却済み等で18ヘクタール。残りが44ヘクタールです。木津中央が今、工事にかかっていますが、58ヘクタールの学術研究施設用地があります。これらがまだ、残されたままというもとの、さらに開発をしていくという必要はないと思いますし、住宅建設についても、これは民間企業が自らの見通しのもとで、南田辺・狛田のところについても開発が進まない、その結果として、山手幹線の建設整備が遅れるという事態になっているわけですから、これら全体の面積の見直しをすべきだと思いますが、これについてのご見解をおきかせください。

もう一点は、再建計画について「府民のためにも、公共性を維持していけるようにしたい」と答弁されましたが、府民にとっては、これ以上の新たな負担を押し付けられるということが一番問題なわけで、そういった意味でいうと、これまでから学研都市の開発には京都府が1500億円もの投資をしてきたという経過もあるわけで、これらの財政が厳しい中で新たな負担をまねくことのないようにしていただきたい。この点について、おきかせいただきたい。

三点目については、当初からこの140数億円ともいう設備投資について、返還できる見通しがあったのかということをおききしたわけです。今の答弁だったら、当初はあったかのような答弁ですが、当初はあったのかどうかもう一度改めてきかせてください。

**【知事】**土地利用に関しては、所有者や関係者、さらに地元市町との関係者の意見等をしっかり承って、その中で考えていくべき問題であり、その上で、国の基本指針の見直し等の要請も含めていくわけであって、そういう中で必要な見直しを行っていききたい。

けいはんなについては、やはり今、府民の皆さんがけいはんなの例えば住友ホールの公共的機能の中で非常に大きな地域文化の活動の利益を受けているわけですから、私どもとしては、何よりも公共的機能を維持していく、これは、公共団体としては一番大きな役割でありますので、そうした点から全力をあげていききたい。



**【企画環境部長】** 株式会社けいはんなの維持の見通しですが、当初確かに145億円程度の債務を負担しながら出発したが、会社の当初の収支計画等を見ると、基本的にはそれを償却していけるという利用計画を立ててとりくまれてきたものと理解している。

**【新井】** 学研開発の見直しについては、ぜひこれは、総面積も含めた見直しを積極的に進めていくべきだということを申し上げて、検討をお願いしたいと思います。

もう一点は、公共的な役割を果たしているという住友ホールの話もありましたが、住友ホールだけが今問題になっているわけではないわけで、株式会社けいはんな自身が問題になっているわけで、やはりその点からの府民の負担が新たに増えるようなことがないようにしていただきたい。

もう一つは、「当初は計画がたったのだ」とこれでやっていけるという計画があったのだと答弁されましたが、しかし、一昨日の知事の答弁でも、この株式会社けいはんながもつ公共性公益性からみて、構造的に問題があったという答弁をされているわけですから、当初から145億円もの返済ができる利益を上げるようなやり方であれば、公共性を問われるという事態にもなりかねないわけで、もともと矛盾がしていたわけですから、その点については、率直に議会に報告し、今後の再建計画についても、議会の協議をえていくということで努力いただきたいと申し上げておきたいと思えます。この点を申し上げて次の質問にうつります。

## 高齢者の雇用拡大のため、シルバーセンター以外にもNPOなど

## 高齢者の仕事確保にがんばる団体も、育成する団体の対象とせよ

## 鴨川の管理などは、営利企業が参入できないような対策を講ずるべき

**【新井】** 次に、高齢者の雇用の問題についてお伺いします。

今日、ワーキングプアという言葉が広がっているように、構造改革の名で進められた雇用破壊、とりわけ「人間を使い捨てにする」派遣労働、日雇い派遣が、深刻な事態を生み出しています。この問題については、代表質問で前産議員が指摘したとおりであり、日本社会を支えている働く人たちが人間として大切にされる社会としなければ、日本社会に未来はありません。

雇用の問題で、もう一つ重要な課題になってきているのが、高齢者の雇用問題です。いま、毎年のように年金は減らされ、高齢者を狙い撃ちにした増税と医療や介護の負担増で生活不安が大きく広がっています。引き続き働かなければ生活できない高齢者が急速に増えています。こうしたとき、国や自治体が高齢者の雇用の安定・拡大を図るために力を尽くすことは、重要な課題です。

高齢者の仕事を確保し、生活を維持するために高齢者自身の手で組織されているNPO法人「京都高齢者事業団」があります。ここではいま350人の方が、鴨川公園の清掃や金閣寺、知恩院など京都の寺院の清掃など100箇所の現場を自分たちで確保し、がんばっておられます。

こうして働いておられる高齢者の中には、「年金はわずか4万。しかしできるだけ福祉の世話にならないようにしたい。元気なうちは働きたい。」といわれているような方がたくさんおられます。また「観光地や公園をきれいにして、観光客に喜んでもらえるのは、やりがいがある。」「たくさんの人と一緒に働くことが、生きがいであり、元気な毎日がおくれる。」などと語っておられます。

このように、高齢者の働く場を確保し、自立した生活が送れるようにすることは、高齢者の生活を支えることとしてはもちろん、健康を維持する上でも、生きがいを持つ上でも、大きな役割を果たしており、一石何鳥にもなります。

ところが本府では鴨川公園の清掃など、これまで高齢者の仕事確保のため高齢者事業団に発注していた仕事を、競争入札としたため、高齢者事業団の仕事が大幅に減ってきています。

こうした事態の中で、高齢者事業団で働く人たちは、去年は267人が、今年は2月6日に195人が「高齢者に働く場を」「仕事をください」との切実な声を記載して、知事に対し個人請願をだされており、こうした切実な声は知事も承知されていると思えます。

そこでお伺いしますが、高齢者雇用安定法の第40条には、「国及び地方公共団体の講ずる措置」として、「臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務にかかる就業を希望するものについて、相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、就業の機会の確保のために必要な措置を講ずる」とされています。この「就業の機会を提供する団体を育成する」ことについて、厚生労働省は、「これはシルバー人材

センターだけに限るものではない。どのような団体を育成するかはそれぞれの地方自治体に任されている」としています。高齢者事業団のように高齢者自身が就業の機会を作り出し、高齢者の自立した生活の確保と高齢者の生きがいを作り出しているような団体も、当然、法に定める育成する団体の対象とすべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

また、本府の場合、鴨川公園などについて競争入札にする際の条件に、65歳以上の雇用者が8割以上を占めることとされています。しかし、この条件だけでは、一般の営利企業が、高齢者を低賃金で雇用し、参入してきてことができます。こうした「軽易な業務にかかる就業」については、法のいうように参入できる条件として、「高齢者に就業機会を提供する団体」、NPOなど非営利の団体と限定し、こうした団体を育成する具体策を講ずるべきではありませんか。

そして、今後、働きたい、働かなければ生活できない高齢者はますます増えてきます。こうした高齢者の働く場を、公的就労の場として拡大することがますます必要となってきます。本府にも体育館や学校、さらには運動公園など公共施設の清掃や道路の草刈など、軽易な業務は工夫すればまだまだあると思います。今後、土木建築部だけでなくすべての部局において、高齢者の働く場を確保するための知恵と工夫を凝らすべきだと考えます。関係部局による対策会議を開催し、高齢者の働く場をいかに確保し、拡大するか、そのための計画を立てるべきだと考えますがいかがですか。

**【府民労働部長】**府はこれまでから、新京都府雇用創出就業支援計画にもとづき、高年齢者の方々がその意欲や能力に応じて働くことができる環境整備に努めてきた。シルバー人材センターは、現在府内20箇所に設けられ、会員数は約1万4000人、事業規模が55億円の実績があり、地域に根ざした活動を展開していることから、高年齢者に就業機会を提供する団体として引き続き支援していきたい。

また、このような団体支援のほか、高齢者の就労の支援については、京都ジョブパークのシニアコーナーにおいて、利用者が希望される職に就けるよう、しっかりときめ細かなカウンセリングを行うほか、就業や創業をめざす方々のための講座を実施するなど、働き方の選択肢を広げるための支援も行っている。さらに、高年齢者も含めた雇用の場の確保を設けるため、今議会に道路緊急安全確保小規模改良事業などの緊急雇用対策の予算をお願いしている。今後とも京都労働局、ハローワークなどの関係機関とも十分連携をはかりながら高年齢者の方々がいきいきと働くことのできる環境づくりに努めていきたい。

**【土木建築部長】**鴨川公園の維持管理業務については、高齢者の雇用確保を条件に平成18年度から、段階的に一般入札方式による発注に移行している。今後とも発注の透明性、公平性、競争性を確保しながら、高齢者の雇用確保につながるよう努めていきたい。

**【新井】**私が質問したのは、シルバー人材センター以外にも、いわゆる育成する団体として認定するべきではないかということなので、シルバーセンターでやっていますという答弁ではかみ合わないのですよ。改めて答弁いただく時間がないので、再検討いただきたいと思いますが、厚生労働省自身が今年の11月8日のいわゆる交渉における答弁の中で、先ほど紹介したような答弁をされているのです。ですから、我々としては、NPO法人なども含めていろいろな団体が、高齢者の仕事確保のためにがんばるということはこれから起こってくると思うのです。そのときに京都府は、シルバー人材センターしか知りませんと、あとは自由という話にはならないと思うのです。その点は、改めて検討いただきたい。

それから、鴨川公園の管理についても、実際的には営利企業が高齢者を低賃金で雇って、それを引き受けることができるようになるわけで、そのことに道を開く必要はないと私は思います。そういった意味では、ぜひ検討をお願いしたい。

## 城陽市の市辺金山地区の埋め立て開発計画については、地元住民の

### 安心・安全を守るため、府は開発許可をしないよう毅然とした対応を

**【新井】**最後に、私のふるさとでもあります城陽市の市辺金山地区の大量の埋め立てによる開発計画について質問します。

昭和40年前後に山砂利が違法採取された後に産廃等が投棄され、そのまま放置された状態になっている青谷川上流に、今度は、第2京阪等の残土22万㎡、ダンプ3万5千台から4万台分で埋め立て4,67ヘクタールを開発するという計画が持ち上がっています。

地元では、開発地が青谷川の源流にあたり①水質汚染の心配、②土石流など土砂災害の危険性、③自然破壊につながるとして、校区のすべての自治会・農家組合から知事宛に、埋め立て事業を許可しないほしいとの要望書が提出されています。

これは、地元にとって極めて切実な問題なのです。昭和 40 年頃に、この地域で違法な砂利採取が行われたとき、青谷川の川底が粘土質の土壌で覆われ、市辺や多賀地区の井戸水がかれてしまう事態が発生しました。住民が川さらいを行い、粘土質の土壌を取り除くと井戸水が復活したことから、この地域の井戸水の水源が青谷川の伏流水であることが歴然としたのです。

当時、私もこの地域の山砂利採取による被害についての調査活動に参加しましたが、この市辺地域での山砂利被害とのたたかいが大きなきっかけとなり、城陽町民上げての無法な砂利採取への規制、砂利採取法の改正を求める運動が大きく広がったのです。今回、この青谷川上流が埋め立てられることは、この市辺や多賀地区の生活用水の水源が汚染される危険が極めて高く、しかも青谷川は天井川であり、上流域での開発は、土砂災害の危険など、住民の生活を脅かすものであることから、住民あげての要望となっているものです。

すでに城陽市議会では、12 月 11 日に全会一致で埋め立て計画反対の請願が採択され、城陽市長も、許可をしない姿勢を明確にしています。

この埋め立て事業について、業者は当初、「資材置き場にする」としていましたが、「グラウンドにする」、「山を復元する」など、事業目的をくるくる変えています。こうしたなかで、住民の不安が広がっています。ぜひ京都府としても、毅然とした対応を求めますが、いかがですか。お答えください。

**【土木建築部長】** 金山地区の開発計画に対しては、地元自治会などから許可すべきではないとの強い要望を受けており、府民の安心安全を守る観点から慎重に検討する必要があると考えている。本件については、本年 1 月に府に対しては、森林法、砂防法、城陽市に対しては、市条例にもとづく開発許可申請書等が提出された。府としては、複数の法律、条例にかかわる案件であることから、城陽市とも十分調整をはかりながら、慎重に対応していきたい。

## **松尾 孝**（日本共産党、京都市伏見区） 2008年2月22日

### **地球温暖化対策** 産業界の CO2 排出量削減について

**【松尾】** 日本共産党の松尾です。通告に基づき知事ならびに関係理事者に質問します。

まず、温暖化対策について伺います。今年が京都議定書、第一約束期間の一年目、京都議定書元年とされていますが、日本の現状はどうなっているか。CO2 排出量は減少どころか増加しており、6%削減目標達成のめどは全く立っていません。昨年秋、世界銀行が各国の温暖化対策の進捗状況を発表しましたが、日本は 61 位、先進国では最低です。

気候ネットワークの調査によりますと、日本の CO2 総排出量 12 億 8400 万トンの 3分の2 は産業分野の排出です。そして、排出量上位 180 の事業所が 51% と実に半分以上を排出しています。事業種別では、電力、鉄鋼、セメントの 3 分野で 45%、電力だけで実に 28% を占めている状況です。産業分野の取り組みをどうするのか、目標達成はここにかかっています。

ところが、いま政府が進めている「京都議定書目標達成計画」の見直し、追加対策にもその保証は全くありません。その中心は産業界の自主行動計画の強化による 1800 万トンの削減ですが、各業界が設定した目標自体への疑問に加え、一部は削減の検証さえ不可能との批判もあるほどです。そもそも自主行動計画は日本経団連が取りまとめたものですが、CO2 排出量、エネルギー消費の総量、「原単位目標」のうちからいずれかの指標を選んで削減目標数値を決定します。しかも、努力目標であり担保はありません。排出上限枠を設け排出量取引、いわゆるキャップ・アンド・トレード方式を導入している EU とは大違いです。経団連の自主行動計画まかせのやり方は直ちに改めるよう国に強く要求すべきではありませんか。京都議定書元年に当たり、COP3 開催地の知事として積極的役割を果たされるよう求めますが、いかがですか。お答え下さい。

この際、京都の産業部門の取り組みについて問題提起をしておきたいと考えます。今まで府は、産業部門は進んでいるが運輸、民生部門（家庭系）が遅れているとしてそこに重点を置いてきました。京都には大きな製造業はそれほど多くはありませんが、運輸をあわせ家庭系の約 3 倍を占めます。ここをどうするかがや

はり中心問題です。

そこで、事業者の排出量削減計画についてですが、昨年からの公表制度が実施されています。平成18年度、264対象事業者の削減量は11.1万トン(2.3%)となっており、一定の成果が上がっています。府条例で義務付けられた取り組みとして評価されるものです。しかし、計画はあくまで自主目標です。この目標設定のあり方について積極的な改善が必要ではないか、キャップ方式が導入できないか、との指摘があります。東京で検討が始まっていると聞いていますが、京都でも踏み切って、東京、京都と並んでキャップ・アンド・トレード方式にすすめば、国にも大きなインパクトを与えることは間違いありません。ぜひ検討していただきたいと考えますが、お答え下さい。

**【知事】** 国においては、日本の6%目標の達成に向かって、京都議定書目標達成計画の見直し作業が進められており、従来の対策に加え、産業部門における実施行動計画目標の引き上げのほか、事業所の省エネ推進や、中小企業の排出削減などの追加対策に努力されている。府としても議定書誕生の地として、いち早く温暖化防止条例を制定し、国の基準を上回る温室効果ガス10%削減目標をかかげ、大規模事業者の削減計画書提出を義務付け、実績の公表を行なうなどの取り組みを全国に先駆けて進めてきた。産業界も積極的に対応していただく中ですべての対象事業所が計画を提出している。今後もその的確な履行を求め、京都のやり方を全国に広げていくことが必要である。

本年、京都でG8外相会合が開かれることを機に、あらためて京都議定書の意義とCO2削減に世界中で取り組むことの重要性をアピールし、府民、企業、行政等が共同して地球温暖化対策を推進していくため、「京都CO2削減バンク」や京都産業エコ推進など、京都環境行動促進事業費の予算をお願いしている。キャップ・アンド・トレード方式については、排出量の上限定額などに課題があることから、わが国では具体化されていないが、検討に着手する旨の報道もあり、府としては現実的な削減策として議論の進展を期待している。今年実施予定の「京都CO2削減バンク事業」については、家庭での削減分を企業に購入してもらうなど、企業の協力のうえに削減がカウントされるものであり、京都の場合、産業部門と企業の運輸部門を足したものがほしい民生部門とイコールぐらいになっているので、産業、運輸、民生が一体となって取り組んでいく仕組みが効果的である。

## 舞鶴石炭火力発電所、京都高速道路について

**【松尾】** 次に石炭火力発電所の急増問題です。京都議定書の規準年90年から05年までに火力発電所の設備容量は約4000万キロワット増えましたが、うち、2300万キロワットが石炭火力です。気候ネットはこの急増した石炭火力発電所が排出量を約10%も増やしていると指摘しており、日本の目標達成を左右する中心問題といっても過言ではありません。

12月定例会でもお聞きしましたが、稼働中の舞鶴石炭火発1号機のCO2排出量は430万トン、木質バイオマス燃料の混合で排出量を抑えるとのことですがわずかに9.2万トン、2%に過ぎません。京都府のカウント分は25万トンとのことですが、2号機が稼働すれば50万トンです。家庭部門の削減量26万トンの倍以上を関電が増やすことになるのです。2号機の建設はストップすること、1号機についてもただちに稼働を中止すべきと考えます。知事が関電と国に対して強く要求するよう求めますが、いかがですか。

先日、NHKが「低炭素社会への挑戦」としてロンドンの取り組みを放映しました。2020年までに60%削減を目指す取り組みです。渋滞税導入とその効果が紹介されていましたが、担当責任者が「東京やニューヨークがロンドンに続いて欲しい」と呼びかけているのが印象的でした。ロンドンに並ぶ世界の大都市として東京、ニューヨークが呼びかけられたのだと思いますが、私はCOP3、京都議定書の京都がこれに応えるべきではないか、日本の先頭に立つべきではないかと思いました。

そこで先の京都市長選挙の争点となりました京都自動車高速道路について伺っておきます。市民有権者の厳しい批判の中で、相乗り与党の中からも中止、凍結の態度表明がありました。門川候補者自身も検討を約束しました。1500億円もの地元負担が明らかになっていますが、京都府にも大きな負担がかかることは間違いありません。温暖化対策にも逆行する高速道路計画はきっぱり中止すべきと考えますが、知事の見解をお聞かせ下さい。

さて、自然エネルギーの利用促進についてですが、省エネの取り組みと併せて重要です。京都での太陽光パネル設置は06年6284件、2010年15000件の目標はまず無理でしょう。今年度、省エネの一層の徹底を図るため、エコポイントシステムが導入されますが、太陽光発電も積極的に進める必要があります。

す。設備費が1キロワット60万円、一般家庭で3.5キロワット、約200万円かかります。関電の買い取り価格は1KWh22円、回収には25年～30年かかると言われます。関電に買い取り価格の引き上げを求めるとともに、府も一定の助成を行うこと、また、設備費の助成についても国に復活を求め、府も助成して積極的に普及促進を図っていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。お答え下さい。

**【企画環境部長】**舞鶴火力発電所については、石炭火力発電は国の石油代替エネルギー政策の一環として原子力発電所の運転停止などの際にも安定的な電力供給をできるよう導入されたもの。関西電力に対しては安全運転や公害防止の遵守とともに発電効率の向上などCO2排出削減を努めてきており、火力発電所1号機については、CO2削減のため木質ペレットを石炭に混合して燃焼させるわが国最大級の施設整備が進められており、平成20年度から導入開始の予定である。また、電力会社による新エネルギーの買取価格の引き上げについては、昨年11月に全国知事会としても環境省に対し要望書を提出した。引き続き国に対し新エネルギー導入拡大の施策強化を求めていく。

**【土木建築部長】**京都高速道路については第二京阪道路などと一体となり、高速道路のネットワークを形成することにより、京都市、府南部地域における交通渋滞の緩和に寄与すると考へている。府としても現在、阪神高速道路株式会社と京都市により整備が進められている区間について、市と連携して早期整備に努めていきたい。なお、未着手区間については京都市において市内交通状況や財政状況などを踏まえて検討されており、それを踏まえて対応していきたい。

## 薬害肝炎問題 感染者の救済に全力を尽くせ

**【松尾】**次に薬害肝炎問題ですが、代表質問で基本点はお聞きしておりますので重複を避け、具体的に伺います。救済法が成立したもとの一人でも多くの被害者を救済するため、薬害の立証をどうすすめるか、これが当面の中心です。府内にも多くの被害者がおられます。府が救済に全力を挙げることは当然であり、代表質問で、府立の病院の再調査、民間医療機関の協力について質しました。

府立の病院については、すでに2年前、カルテや手術記録をふくめて調査したとのことですから、投与の実態が明らかになっているはずで、何人に投与されていたのか、今まで感染事例はないとのことでしたが、再調査の必要はないのか、お答え下さい。

また、昨年11月、厚労省が実施した追加調査でフィブリノゲン投与が確認された人が8896人上っていますが、そのうち、京都の人数は何人が把握していますか。これらの人たちの検査を急ぐことが必要ですがどうなっているか、あわせてお答えください。

さらに、追加調査に未回答のところは2000近くあり、この対策も急がれます。国が早急に再調査を行うよう求めるべきですが、この中には府の医療機関もあるのではないかと考へます。府独自にも実態を把握していただきたいと思ひますが、いかがですか。

薬害立証にあたっては、カルテなどの記録にとどまらず、関係者の証言も重要で、大阪訴訟の2次、3次原告の中には医師の記憶に基づく被害認定もあったと聞いています。衆議院厚労委員会決議第1項にも、認定にあたっては「医師、看護師、薬剤師等による投与事実の証明又は本人、家族等による記録、証言も考へること」と明記されています。知事も個別の相談に対し「当時の職員への状況確認など」も行って対応するよう徹底している旨答弁されました。被害の立証にあたって、医療機関がこの観点にしっかり立つよう見届けていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。お答え下さい。

なお、カルテ、各種記録の調査には相当な時間、労力を要します。必要な支援を行うべきと思ひますが、お答えください。

次に300万といわれる感染者の治療対策をどうするのか、これが今後の肝炎対策の課題です。特措法と和解基本合意書にも「肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進」などを盛り込んだ恒久対策の確立がうたわれていますが、一日も速い制定を強く国に要求していただくよう、あらためて要望しておきます。

治療にあたって必要な事項、検査体制、医療体制整備についてお聞きします。

恒久法の枠組みはインターフェロン治療の支援措置が中心ですが、エコーその他の医療費負担の軽減も必要です。また、インターフェロン治療は長期にわたるため、安心して治療が受けられる生活支援がどうしても必要です。副作用、糖尿病その他でこの治療を受けられない人も少なくありません。これらの人たちの対策はどうするのか。肝炎患者の実態よく調査し、必要な対策を講じる必要があると考へますが、お答え下さい。

い。

検査体制です保健所と19の医療機関で行うことになりましたが、委託機関をさらに増やす必要があります。治療の出発点ですからうんと広げて、かかり付け医などで気軽に受けられるようにすべきと考えます。いかがですか。

医療供給体制の整備ですが、拠点病院の指定に続き、地域の専門医療機関の確保、かかり付け医との連携強化が当面の課題です。どうすすめるのか、お答え下さい。

これらの対策を進めるためにも、肝炎対策協議会の設置を急がなければなりません。知事は感染症対策委員会にその役割を付加する旨答えられましたが、専門医や患者団体代表などを加えた独自の構成が必要と考えます。合わせてお答え下さい。

相談窓口の改善も必要です。検査の紹介程度なら問題ないのですが、手術したが大丈夫だろうかとか、治療の相談、訴訟などの相談には薬務室の今の体制ではとても応じられません。改善を求めますが、いかがですか。

**【保健福祉部長】**府立の病院におけるフィブリノゲン製剤の投与の調査の結果、府立医大付属病院では138人、与謝の海病院では12人に投与されていた。これまで患者や家族の方に丁寧な説明や肝炎検査の勧奨を行なうなど個別の対応を実施するとともに患者からの相談にも応じており、引き続き対応していきたい。

昨年11月に実施された追加調査については、中間報告が15日に公表されたところだが、府県ごと、医療機関ごとの患者数の公表は行なわれていないことから、国に対して必要な情報の提供を求めている。未回答の医療機関名も公表されていないが、あらためて調査への協力を要請していきたい。フィブリノゲン製剤納入医療機関に対しては、患者からの問い合わせ、相談に対し、カルテの開示をはじめとする情報提供や相談に積極的に応じるよう要請し、とくに個別に相談のあった事案についてはカルテ等関係書類の再点検や当時の職員への状況確認など相談者の立場にたって積極的な対応をするよう徹底している。

医療費負担の軽減等については、インターフェロン治療に対する医療費助成制度導入のための予算をお願いしているが、現在国会において、総合的な肝炎対策にかかる法案が議論されているところであり、府としても対策のさらなる進展について要望している。

検査体制については、従来からの保健所における肝炎検査に加え、今回新たに専門医がいる医療機関を中心に府内19か所を指定することで検査体制の充実に努めていく。

医療体制については、府立医大や京都大学など肝疾患の拠点病院を早急に指定し、医療機関での情報共有、連携による治療体制を強化するなかで、身近な場所でも適切な治療が受けられる専門医療機関を確保していきたい。

肝炎対策協議会については、京都府感染症対策委員会に専門的部会を設け、専門医、医療関係団体等から構成される委員により、医学的、専門的な見地からの検討を実施することとしており、必要に応じて患者団体代表などのご意見もうかがってきたい。

府民からの相談に対しては、関係室のみならず、医療安全相談コーナーにおいても感染の可能性や検査の必要性など11月以降4000件にのぼる相談に応じてきた。また治療方法などについては専門機関も紹介し、相談するよう助言している。

## 農業問題 コメの生産調整、飼料米について

**【松尾】**最後に農業問題です。昨年の米価の大暴落、品目横断対策の強行の中で将来展望が全く見えない、もう農業は続けられないと農家の怒りが沸騰しました。政府は一定の対策を講じました。備蓄米35万トンの買い上げなど余剰米の市場隔離、品目横断対策の見直し、生産調整の実効性確保対策などが出されました。しかし米価については何の対策もなく、回復の兆し也没有。品目横断対策も零細農家を切り捨て、大規模農家支援の基本は全く変わっておらず、とても展望のわくものではありません。

特に問題は生産調整です。「地域水田農業活性化」と銘打って緊急対策が出されましたが、内容は、今年から新たに5年間、減反を拡大する農家に10アール当たり5万円、また、3年間、飼料米、バイオエタノール米などを作る農家にも5万円出すというのです。5万円というのは一年ではなく、5年間、3年間が単位ですから、1年分は1万円と1.7万円です。それを今年、初年度にまとめて減反「踏み切り料」として渡すというのです。参加希望農家は市町村の地域協議会と契約を結ぶ、また、飼料米については利用する畜産農家との間で利用契約を結ぶとことになっています。今年の作付け計画は目の前です。あまりにも唐突な話

で、果たして具体化が図れるのか、大いに問題です。すでに国から指示が下ろされていますが、府としてどう考えているのか、また、指導しているのか、お答え下さい。

いま、飼料の高騰による深刻な畜産危機が進んでいます。このままでは日本の畜産は壊滅しかねないとの危機感が広がっています。アメリカなどを中心にした穀物のバイオエタノール化の影響であります。今後の長期化も予想され、飼料の自給化、国産化はいよいよ待ったなしです。

私は機会あるごとにこの問題を提起してきました。昨年12月府議会でも山形県遊佐町の取り組みを紹介し検討を求めました。遊佐町では5年前から取り組み、昨年は230戸の農家が130haの飼料米を作っています。町の水田農業対策協議会で地域農業振興にきちんと位置づけ、産地作り交付金も活用して加工用米並みの経営が出来ているとのことで、大いに参考になります。京都でも京丹後市水田農業推進振興事業として取り組んでいます。普通の稲作ですから誰でもやれ、機械も新たに要りません。水田の荒廃防止にも最も有効です。この際、ぜひ実施していただきたいと考えますが、お答え下さい。

**【農林水産部長】**全国的にコメの過剰生産が拡大し、19年産米の価格が大幅に下落するなか、国は、20年産米の生産調整を確実にするため、19年度の補正予算において一時金を交付する緊急対策を実施する。この対策の実施にあたっては、京都府水田農業推進協議会を中心として制度内容が明らかになった年明けから、短期間にきめ細かな制度内容の説明に努め、現在、地域水田農業推進協議会を通じ、集落組織や農家への周知を図っている。今後3月上旬をめどに20年度の作付計画をたてるなかで従来からの産地作り交付金とあわせて生産調整のメリット対策として最大限に活用し、小豆や黒大豆等の産地作りにもつなげていきたい。飼料米については、府ではこれまでから京野菜や小豆、黒大豆をはじめとした収益性の高い特産物の振興をはかるため、機械の導入や価格安定対策など府独自の施策に取り組んできた。飼料米は主食用米の約10分の1の価格であるという問題もあるが、耕畜連携による飼料米生産の事例も見られるなか、府としては今後も地域特性に応じた特産物作り等を通じて、総合的に農家所得を確保し、地域農業の発展につなげていきたい。

**【松尾再質問】**温暖化対策については、知事は、政府が今追加対策中だからそれをみていくと。私は経団連の自主行動計画を申し上げたが、知事が述べたその他の概要ももちろん承知している。中心は経団連の自主行動計画であるが、これがなかなか達成できるようなものではないのではないかという懸念もある。それですでに自主行動計画まかせではだめだということが明らかになっている段階で、知事が温暖化防止に役立つ産業界の取り組みができるようにイニシアティブをとってもらい必要がある。そこで知事が述べられた京都の取り組みが条例にもとづき事業者にも一定義務をもってもらい、一年に11万トン削減してきたという実績もでているわけであり、ここでキャップ方式ということも思い切ってやってもらい、さらに国に対し、今の大変なやり方を改めるよう求めていく必要がある。パリ会議でも「IPCC、研究者はしっかりと役割を果たした、今度は政治家の番だ」といわれたわけであり、知事がそういう立場でしっかり行動してほしいと思うが、その決意をお聞かせいただきたい。

舞鶴石炭火力発電所については12月議会質問のときと同じ答弁がでてきたが、木質ペレットを使って効率化を図るとのことだが、9.2万トン、わずかに2%だけ、430万トンが420万トンになるだけである(関西電力発表)。それほど効率がはかれるわけでもなく、電気が足りないならいざ知らず、余っていて発電施設を遊ばせているような状況のなかで何が何でも2号機をやるとするのは納得ができない。強く要望する。

自然エネルギーの利用については、省エネルギー住宅とセットでということだが、そのようにできない人もある。府が少し設備に援助すれば思い切ってやろうかというようにもなるのだから、国にも要求することは当然だが、独自に府も検討して頑張してほしい。

肝炎問題では、府立医大で138人、与謝の海で12人、計150人に投与されているなかで、今までウィルス感染者はいないということだが、再調査はしていないのか、再答弁をお願いする。追加調査の結果が発表され、9000人近い人が出ている。国はまだ知らせていないということだが、大病院の名が並んでいるわけだから、府はそれらの病院にも積極的に協力を求めて、しっかりと救済に力を尽くしてほしい。治療については、生活支援というのは医療支援ではなく、生活が大変で治療が受けられない人がいるという問題。治療が長期にわたるので、会社をやめるということも出てくるが、それはできないということで治療を断念するということがあるわけだから、そこのところは実情をよく調べて必要な対応をしっかりやっていただく必要がある。

農業問題では、京丹後の事例について、部長がそれも含めて検討するという答弁だったので、ぜひこれはしっかりやっていただきたい。

**【知事】** 今年はずいぶん京都議定書の実質的なスタートの年なので、いち早く10%削減を定めた地球温暖化対策条例を定めて、京都の姿勢を示してきたが、さらにそれを内外に発信していきたい。国との関連でも、エコポイントシステムは京都だけではなく、環境省とも協議してモデル事業としてやるものなので、こうした京都の動きを内外に発信することで京都の決意を示していきたい。

**【保健福祉部長】** 府立の病院でフィブリノゲン製剤を投与された方の状況については、患者やご家族の方に積極的に相談に応じているが、これまで感染したという方はいません。